

○議長（井上勝彦君）順番15、19番 小林君。

〔19番（小林 弘君）登壇〕

○19番（小林 弘君）議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

まずはじめに、5月に起こりました竜巻により被災された皆さまに、心よりお見舞いを申し上げます。

私の質問は大きく2点であります。1点目は、安心・安全なまちづくりに問いかける質問でございますが、皆さまもご存じのとおり、紀の川の兩岸にある樋門周辺の水害の被害に備えるため、また、大雨、地震により起こり得る土砂崩れによる、せきとめられた河川の水を下流に流すための災害復旧用排水ポンプの購入についてでございます。

なぜこのポンプ車を購入していただきたいのかは、毎年大きな水害が各地で起こっており、橋本市もここ数年、ゲリラ豪雨、台風などにより水害に遭っております。新宮市では、この16日に梅雨前線の大雨により土砂が崩れ、15世帯23人が孤立状態となり、6月の早い時期に、強い台風4号も近畿に被害をもたらし、台風5号も近づいておる状況であります。

このようにたび重なる自然災害に備えて、一日でも早く配備をお願いしたいので、次の質問をさせていただきます。

1. 橋本市にある樋門周辺の水害に対してのポンプの設置状況。

2. 水害に遭った場所のポンプがない所に対して、設置する予定は。

3. 水害が起こりかけているときに、国土交通省に対して災害復旧用ポンプの出動要請

をしても、各自治体ととり合いになるのでは。

4. そのようなときの備えとして、災害復旧用低水位排水ポンプ車、またはポンプユニットを購入すべきでは。

5. 橋本市が災害復旧用低水位排水ポンプ車を持っていれば、広域で水害があったときに災害復旧のお手伝いができるのでは。

以上5点、よろしくお願いたします。

2点目は、堤防管理道路を自転車の通学路として利用できないかです。

なぜこのようなお願をするのかと申しますと、現在既に乗り入れているわけでありまして、早く許可をいただきたいと思い、質問いたします。

1. 朝の交通量の多い危険な指定道路を通過して自転車通学をしている中学校があるが、堤防管理道路を使えば安全であるが、通学路にできないか。

2. 現在、堤防管理道路を自転車通学に使う学生がいれば、どうなるのか。

3. 自転車通学の許可を受けている学生による、指定通学路また指定されていない道路による人身、物損事故の責任は。

4. 通学路とサイクリングロードとしての市道認定はできないか。

5. 通学路またサイクリングロードとして市道認定できた場合、市としてはどのような責任が発生するのか。

こちら5点、ご答弁よろしくお願いたします。

○議長（井上勝彦君）19番 小林君の質問項目1、災害復旧用低水位排水ポンプ車配備に関する質問に対する答弁を求めます。

建設部長。

〔建設部長（松浦広之君）登壇〕

○建設部長（松浦広之君）災害復旧用低水位排水ポンプ車の配備についてのご質問にお答えします。

まずはじめに、「樋門周辺の水害に対応するためのポンプ設置状況はどうなっているのか」についてですが、大谷川樋門に排水能力毎分4 tが1台、雨天樋川樋門に排水能力毎分3 tが2台、垣花樋門に排水能力毎分3 tが2台、浦島川樋門に排水能力毎分3 tが2台、それぞれ設置しています。

次に、「水害が発生した場所でポンプが設置されていないところに新たに設置する予定はないか」については、本年度において、大谷川樋門に排水能力毎分10 tを2台、垣花樋門に排水能力毎分10 tを2台、それぞれ新たに設置する予定になっています。

次に、「水害が起り始めているときに、国土交通省に災害復旧用ポンプ車の出動を要請しても、各自治体ととり合いになるのではないか」についてお答えします。

災害復旧用ポンプ車の台数には限りがあります。国土交通省において、和歌山県内に3台、近畿全体で31台が配備されていますが、大規模な災害が発生し、各自治体からの出動要請が集中した場合は対応していただけないことも想定されます。

次に、「そのような場合の備えとして、災害復旧用低水位排水ポンプ車またはポンプユニットを購入すべきではないか」については、災害に対する備えとして、災害復旧用低水位排水ポンプやポンプユニットを常備することは必要であると考えますが、財政状況等も勘案し、今後の課題とさせていただきたいと考えます。

次に、「本市が災害復旧用低水位排水ポンプ車を所有していれば、広域で水害が発生した場合、災害復旧のお手伝いができるのではな

いか」についてお答えします。

仮に、本市において災害復旧用低水位排水ポンプ車を常備できた場合、運用規定等を定める必要がありますが、広域での水害発生時は、当然、自治体間の相互応援は重要であると考えます。

○議長（井上勝彦君）19番 小林君、再質問ありますか。

19番 小林君。

○19番（小林 弘君）ご答弁のほう、ありがとうございます。再質問をさせていただきま

す。昨年の台風12号のときに、市からの依頼により、追加でポンプをどこに何台設置したのか、また依頼の設置までの時間はどれくらいか、設置費用はどれくらいであったか、よろしくをお願いします。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）昨年の台風12号の際でございます。先ほど報告させていただいた常備のポンプとは別に、大谷川樋門に2台、雨天樋川樋門に4台、計6台を新たに設置しました。設置までかかった時間は、これは場所によって若干差異がありますが、約1時間ぐらいを必要としました。設置費用等につきましては、細かな詳細はちょっと手元にござ

いませんが、全体で62万円を必要としました。

以上です。

○議長（井上勝彦君）19番 小林君。

○19番（小林 弘君）ありがとうございます。和歌山県下において、排水ポンプ車は国・県で何台配備しているのか。また、橋本市で常備するのが難しいのであれば、どのような対策を考えているのか、よろしくをお願いします。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

○建設部長（松浦広之君）国のほうの配置状況は、先ほど申しましたとおり、県内に3台でございます。それから、和歌山県のほうでは、

昨年、平成23年度において2台購入されておりまして、1台は西牟婁振興局、1台は海草振興局、つまり和歌山市に配置されております。それから、平成24年度、本年度の予定としまして、新たに県において2台、予定としましては那賀振興局に1台、伊都振興局に1台、それぞれ配備される予定でございます。

それで、今後の運用でございますけども、先日、県のほうから、この排水ポンプに関する運用要領等が送付されてまいりまして、本市のほうも要請をすれば配備いただけるということになっておりますが、先ほどのご答弁の中でも、恐らくは橋本市だけが水害に遭っているという状況ではなく、紀の川流域周辺が同じような状況になっているということであれば、やはりこれはとり合いということも想定されますので、そういった中で、国・県と協議を進める中で、どのように運用していくかというのが今後の課題であろうかというふうに考えておりますので、現時点でこうこうでというご説明、明確な答弁はできません。

以上です。

○議長（井上勝彦君）19番 小林君。

○19番（小林 弘君）ありがとうございます。私が思うに、市内で水害が起りかけるときに、この台数ではとても対処できるとは思えないんですが、1箇所、例として挙げさせていただきますと、長年の水害にさらされていた地区によりやく予算をつけていただき、常設の排水ポンプをつけていただけることに感謝していますが、5カ年計画とのことで、完成までに大きな災害がなければよいと思います。

また、去年の台風12号のときに危険水位に達したほかの樋門につきましても、早い段階でご検討していただき、迅速に設置していただきたい。設置の予定がないのであれば、早

い段階で低水位排水ポンプ車の配備をお願いしたい。財政状況等々言われますが、市民が安心して生活できるように強く要望いたします。この質問は終わります。

○議長（井上勝彦君）次に、質問項目2、堤防管理道路を自転車の通学路利用に関する質問に対する答弁を求めます。

教育次長。

〔教育次長（山本芳弘君）登壇〕

○教育次長（山本芳弘君）堤防管理道路を自転車の通学路に、とのご質問にお答えいたします。

まず、1点目は、「この堤防を交通量の多い朝に限って、学文路中学校の自転車の通学路に指定できないか」についてお答えいたします。

国土交通省管轄の紀の川左岸河川管理道の堤防道路は、南馬場緑地広場や通称桜つつみ広場が整備されており、近隣住民の朝夕の散歩コースとしてだけではなく、広く市民に親しまれた憩いの場所となっております。

ところで、一般的に通学路は、交通安全施設等整備事業の推進に関する法律施行令第4条で、児童等が小学校等に通うため、1日につき概ね40人以上通行する道路の区間、もしくは小学校等の敷地の出入口から1km以内の区域で、児童等の安全を特に確保する必要がありますものと定義付けられておりますが、これ以上の具体的な定めはありません。

和歌山県教育委員会を通じ文部科学省本省にも確認いたしましたが、地域の実情にあわせて妥当と判断されれば、公園等いわゆる道路以外を通学路に指定しても問題はないとのことでありました。

本市の小・中学校の通学路の指定にあたっては、和歌山県安全・安心まちづくり条例第24条第3項の規定に基づき策定された「通学路等における児童生徒等の安全の確保のため

の指針」などに照らして、学校職員が現地確認を行った上で、保護者や地域住民とも協議して、最終的には学校長が行い、教育委員会が報告を求めることとしております。

このため、教育委員会といたしまして今回の河川管理道について、通学路としての指定が問題なく行えるのか、また、指定にあたって解決しなければならないことがないのかなど、管理者である国土交通省やその他関係機関との協議を行う必要があると考えております。また、学校長の考えも十分に聞いた上で、必要に応じ、関係機関との協議を行うとともに、学校を通じて保護者、地域住民との協議も進めてまいります。

次に、「現在自転車通学に使う生徒がいればどうなるのか」についてお答えいたします。堤防管理道路が通学路として学校が指定している場合については、登下校時に、例えば転倒などをしてけがをした場合、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を適用することができます。療養に要する費用が5,000円以上であれば、医療保険並みの療養に要する費用の額の40%が支給されることとなります。しかし、通学路に指定されていない場合は、学校管理下ではなくなることから、災害共済給付制度は適用されません。

これらのことから、学校としては生徒に対して、通常の経路及び方法により通学するよう指導しなければなりません。

次に、人身、物損事故の責任についてお答えいたします。通学路の指定の有無にかかわらず、人身、物損事故の責任は加害者にあります。児童生徒が加害者の場合で、自分自身もけがをしているときは、児童生徒の分のみ、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度から給付金が出される場合があります。児童生徒が被害者で、人身、物損事故が起こった場合、相手が特定されているときには災害

共済給付制度から給付金は出ません。これらの場合、災害共済給付制度ではカバーできないこともあることから、保護者が任意で民間保険会社の保険に加入するなどの対応を行っているところではあります。

○議長（井上勝彦君）建設部長。

〔建設部長（松浦広之君）登壇〕

○建設部長（松浦広之君）「堤防管理道路を自転車の通学路に」のうち、「通学路とサイクリングロードとしての市道認定はできないか」についてお答えします。

議員おただしの堤防は、国土交通省が管理する1級河川紀の川の堤防であり、市道認定をするには、まず国土交通省との協議が必要となります。あわせて、安全施設の設置や交差点の改良、道路排水の処理等を実施していかなければなりませんので、市道認定はそれらが完成の後となります。

次に、「市道認定できた場合、市としてはどのような責任が発生するのか」についてお答えします。

本市の市道となれば、通常の市道と同じく、安全管理、維持管理等、道路管理者としての責任が生じます。

○議長（井上勝彦君）19番 小林君、再質問ありますか。

19番 小林君。

○19番（小林 弘君）もうこれ、質問ではございませんので、私自身で、国土交通省かつらぎ出張所に問い合わせましたら、副所長のほうから、使っていただいてもよいとの回答をいただいておりますので、安全、維持管理等道路管理者としての大きな責任が生じることですが、教育委員会、建設課で協力していただいて、中学校とも協議していただき、早く許可をしていただきますようお願い申し上げます。質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（井上勝彦君）19番 小林君の一般質問は終わりました。

この際、午後1時まで休憩いたします。

（午前11時50分 休憩）